

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書

令和〇年〇月〇日
東松山市長 宛て

※現在、働かれている方もハローワークに求職登録をする必要があります。9月21日からオンライン登録が可能です。

※氏名には必ずフリガナを振ってください

フリガナ 氏名	(主に生計を維持している人) マツヤマ タロウ 松山 太郎	求職番号	〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	東松山市 松葉町1-1-58	生年月日	(西暦)19××年××月××日
		電話番号	0493 (〇〇) 〇〇〇〇 ※携帯電話の電話番号でも構いません

下記のとおり申立てし、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請します。
また、裏面の誓約事項及び同意事項について確認のうえ、誓約及び同意をします。

1 社会福祉協議会の総合支援資金について（下記①②③④いずれかに✓）

①再貸付を受け終わった <input type="checkbox"/>	再貸付の申請時期	令和〇年〇月
②再貸付の借入最終月である <input type="checkbox"/>	再貸付の借入期間	令和〇年〇月から令和〇年〇月まで
③再貸付を利用していないが、 緊急小口資金及び総合支援資金（初回） のいずれも借り終わった <input type="checkbox"/>	緊急小口資金の借入月	令和〇年〇月
④再貸付を利用していないが、 緊急小口資金及び総合支援資金（初回） のいずれも受けており、借入最終月である <input type="checkbox"/>	総合支援資金（初回） の借入期間	令和〇年〇月から令和〇年〇月まで
	貸付の申請先	埼玉県 社会福祉協議会

※記載内容については、社会福祉協議会に照会させていただくことがあります。

※緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の借用書・貸付決定通知書がない場合は、下に理由を記載してください。

（例）再貸付の借用書のコピーを取っておりましたが、誤って古紙の回収に出してしまいました。

2 申請者とその同一世帯の方の収入及び預貯金について（収入がある人のみ1人ずつ記載）

フリガナ 氏名（続柄）	マツヤマ タロウ 松山 太郎（本人）	マツヤマ ハナコ 松山 花子（妻）	()	合計
月額収入	60,000 円	40,000 円	円	100,000 円
預貯金	200,000 円	100,000 円	円	300,000 円

※申請する月の月額収入と、申請時点での預貯金額を記載してください。「月額収入」とは各種控除が適用される前の総収入です
年金や児童扶養手当等の公的給付は収入に含まれます

3 自立支援金の振込先（申請者と同じ名義人の口座）

金融機関名	支店名	預金種類	口座名義人（カナ）
〇△×	□△×	①普通 ②当座	マツヤマ タロウ
①銀行 ②信用金庫 ③農協	①本店 ②支店 ③出張所	口座番号（右詰め）	
		1 2 3 4 〇 △ ×	

※ゆうちょ銀行の場合は、通帳見開き下部の情報を記載してください。

※裏面も確認してください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立

※この自立支援金は、特例貸付の利用ができなくなった方に対し、新たな就労等に向けた支援を行うための制度です。生活保護申請中のとき以外は、必ず求職活動を行ってください。

●誓約事項

- 1 受給中、以下の求職活動要件を満たすこと。
 - ①自立相談支援機関の面接等の支援を月1回以上受けること
 - ②公共職業安定所（ハローワーク）又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を月2回以上受けること
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行うこと又は求人先の面接を受けること※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請していないこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと。また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受け、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること。

●同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - ①所要の求職活動等を行わない場合
 - ②新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下、単に「受給者」という。）が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、また、そのことを報告しない場合
 - ③申請内容に偽りがあった場合
 - ④支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合
 - ⑤支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑥支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
 - ⑦支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - ⑧支給決定後、受給者等が虚偽その他不正の手段により支給決定を受けたことが明らかになった場合
 - ⑨支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関、銀行その他の機関、関係者（以下単に「関係機関」という。）に照会すること。また、関係機関に照会することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、市長が官公署から情報を求めること。